

第8章 戦後の積算校費の推移に関する研究

齊藤徹史（国立大学財務・経営センター）・水田健輔（同左）

1. はじめに

一般に、行政と財政は表裏の関係にあり、財政が行政の量と質を決定するといわれる（相澤 1956, 16）。これが教育行政と教育財政の間にも当てはまるとすれば、大学の機能の核心に位置づけられる教育研究活動の量と質は、教育研究費によって大きく左右されることになる。

かつて、国立大学では、教育研究活動や管理運営に必要な諸経費は、旧文部省が設定した一定の単価に基づいて計算し、積み上げた金額を各大学に交付する「積算校費」制度が採用され（天野 2006, 152）、教育研究活動に充てる各種経費を包括的に積算した経費として、「教官当積算校費」および「学生当積算校費」があった（文教予算事務研究会 2001, 438）。

「教官当積算校費」とは、研究活動に必要な図書、設備、器具の購入費、実験その他に要する光熱水料のほか、賃金その他に費消されるもので、講座制を採用する学部では非実験、実験、臨床の区別があり、修士講座・学科目制の学部では、教授、助教授、助手の区別に従い、教員数を単位として実験、非実験の別に積算された。つまり、教官当積算校費とは、「国立学校における教育研究活動を維持するための基幹的な経費」に当たる（文教予算事務研究会 1998, 299）。そして、もっぱら講座制は研究重視の旧制の大学に適用され、学科目制は教育重視の新制大学に適用されていた（田中 2009, 6）。

一方、「学生当積算校費」とは、学生が講義を受け、実験演習などを行うのに要する光熱水料、消耗品その他の購入などに消費されるものであり、学生一人当たりを単位として、博士課程、修士課程、学部等の別、文科、理科、医科、教育、共通別に積算された¹。いわば、「国立学校における教育水準の維持のための基幹的な経費」である（文教予算事務研究会 1998, 295）。

国立大学の研究活動に充てる費用は、当然のことながら政府の予算方針や社会的・経済的環境による影響を受ける。しかし、政府が大学の研究活動に財政的な援助を与える場合には、「学問の自由・大学の自治」に由来する自主的な研究の推進の要請（「自主性」の原理）と、「アカウントビリティ」に由来する財政支出の合理性・効率性確保が求められる。そして、教官当積算校費制度は、研究組織の基礎単位の基盤整備を目的とし、その基礎単位を対象として配分が一律的に行われていることから、基本的には「自主性の原理」に重きが置かれているとされる（阿曾沼・金子 1993, 140 以下）。とすれば、教育研究費の増額はともかく、大学における研究活動の自主性を確保するとの観点からは、たとえ国の財政状況が厳しい折でも、その削減には限界があるといえよう。

積算校費制度も、国や産業界による国立大学への期待が反映されるとともに、政府の財政状況に左右され、戦後、その増減が繰り返されてきた。積算校費の単価は、年度によってなぜ増減したのか、その理由を知るには、文教予算の審議を行う国会における議論を見るのが一つの方法となる。

そこで、本稿は、戦後の「教官当積算校費」と「学生当積算校費」の単価改定の理由を、国会での政府の答弁を中心に整理するものである。

2. 積算校費制度の前史

戦後の積算校費制度は、大別して「終戦から昭和 39 年の国立大学特別会計制度の導入まで」(第一期)、「校費の上昇が止まった昭和 57 年度まで」(第二期)、「単価の伸びが停滞した積算校費制度の終焉まで」(第三期)の 3 期間に分けることが出来る。とはいえ、戦後の大学制度は、戦前からの連続の上であり、積算校費制度も戦前の大学の財政制度を引き継ぐ側面が大きかった²。そこで、まずは積算校費制度の前史ともいうべき、戦前の大学財政史を簡単に遡ってみる。

明治 19 年 (1886 年)、わが国の近代高等教育の制度的基礎は、帝国大学令や諸学校令の公布により確立された。大学の財政制度については、明治 23 年 (1880 年)、学校財政に関する最初の法律として官立学校及図書館会計法が制定され、官立学校の予算が一般会計とは別に特別会計として設けられた。これは、官立学校に対して会計制度的に独立の形態を与えて学校財政の独立を図ったのであり、官立学校の特殊性を「法的化」した点に意義が見出される (神山 1995, 15)。ただし、この時点では、たとえ帝国大学であっても予算の決定や執行に自主性があるわけではなく、特別会計制度としては不完全なものにとどまっていた³。また、学校ごとに予算が編成され、議会で個別に審議され、承認を受けることになっていた。

帝国大学令は、明治 26 年 (1893 年) に改正され、大学自治の根幹となる「評議会」の設置と「講座制」が導入されることになった。併せて、帝国大学官制が定められ、教職員の職階別定数と教員の俸給表が示され、本俸のほか、担当講座に応じた「職務俸」制度が採用された。これらの改正で、帝国大学とその他国立大学との制度上の差異が明確になり、予算が一定の積算基礎を持ち始めたといえるが、この時期の講座制は、教官定数や予算との直接的な結びつきがあるとまではいえなかった (天野 2003, 5)。

帝国大学の予算は、議会の審議を経る必要があったため著しく安定性を欠き、一方で日露戦争後の緊縮財政においても、帝国大学の予算規模は増えつづけたことから、財政制度の見直しが求められた。そこで、明治 40 年 (1907 年)、官立学校及図書館会計法を廃止し、新たに帝国大学特別会計法と学校及図書館特別会計法が公布された。その背景には、直轄学校の数が増えて学校ごとの特別会計を置くことが煩雑になったことや、予算規模が大きく、また「学問の府」として特別の位置を占める帝国大学を、他の国立大学から分離して扱う必要性が認識されたためとされる。帝国大学特別会計法により、帝国大学の特別会計には政府からの定額支出金が一般会計より繰り入れられ (定額支出金制)、財政上、他の国立大学とは別個に扱われ、議会での審議とかかわりなく一定額の予算が保証されることになった。これは、帝国大学の運営上、複数年度を見通した事業の緩急順序を考えての計画的な遂行ができるという利点があり、さらに、国家財政上の見地からすれば、一定額とすることで毎年度の増減を避けることができるとの点にその意図があった (神山 1995, 15)。一方、帝国大学以外の国立学校では、全体として一本化された特別会計制度が導入されたが、定額支出金制が採用されることはなかった。

その後、大正 8 年 (1919 年) の大学令公布により、帝国大学以外の官立大学の設置が容認されたことから、大正 10 年 (1921 年) に帝国大学特別会計法は大学特別会計法に改められた。しかし、政府の定額支出金制は東京帝国大学及び京都帝国大学にのみ引き続き適用されたが、これは両大学の自立的な発展の保証という本来の期待に反して、発展の制約要因になりかけていた。それは、経済成長に伴うインフレが進行するとともに、教育機会の拡大や研究教育活動の活発化による、大学の規模拡大の必要性があったにもかかわらず、定額予算がその支障となりかねないためであった (天野 2003, 8)。

また、定額制をとらない他の帝国大学では、講座の新設は定員増や予算増を伴うものであったが、定額制をとる両大学では、新規事業の予算要求は「重要ニシテ且経費多額ヲ要スルモノ」に限られ、小規模の定員増や講座増は定額金と自己収入の範囲内で措置することが求められたとされる。このような状況から、両大学の経費面での貧困化は顕著となった。

そこで、大正 14 年（1925 年）の大学特別会計法の一部改正をもって両大学の定額支出金制は廃止され、全帝国大学の特別会計が一本化されることになった。同時に、講座を単位とする予算算定方式が導入され、物件費と人件費（雇員給、傭人料）を合わせて「校費」という科目が初めて設けられた⁴。このように、講座に研究費が配分されたことは、講座という研究組織の基礎的単位の整備を保障することにより、戦前の帝国大学における「学問の自由」「大学の自治」の理念の定着に果たした役割が大きかったと評価される（阿曾沼・金子 1993, 141）。

ところで、戦後の国立大学に継承される講座制の原型は大正 15 年（1926 年）に固まり、教員定数は、非実験講座が教授 1・助教授 1・助手 1、実験講座で教授 1・助教授 1・助手 2、臨床講座は教授 1・助教授 1・助手 3 とされた。しかし、この基準は新設講座のみに適用され、既存講座はそのままとされた。

昭和 19 年（1944 年）、大学特別会計法と学校及図書館特別会計法は統合され、図書館（帝国図書館）は一般会計に移管して、学校特別会計法が公布された。その 12 条には、なおも基本財産の蓄積による財政的自立の理想が掲げられている。

このような戦前の経緯を経て、戦後の国立大学特別会計制度や積算校費制度は展開されるのである。

3. 第一期：積算校費の導入期—昭和 24 年度から 38 年度まで—

昭和 22 年（1947 年）に学校特別会計法は廃止された。これは、特別会計制度自体が国家財政を複雑でわかりにくいものにしていくという批判を浴びたため、財政民主化ないし合理化の一環をなすものとして国立大学会計を一般会計に移行することになったものである（東京大学百年史編集委員会 1986, 185）。その後、昭和 24 年 5 月の国立学校設置法の制定とともに、従来の専門学校、師範学校、高等学校などが新制大学へと移行したことで国立大学が 70 校（国立学校特別会計研究会 1977, 17）になると、財政問題が喫緊の課題となった。そこで、昭和 26 年（1951 年）に教育刷新審議会は、「教育財政問題について」の答申を出した。このなかで注目すべきは、「国立大学の予算を合理的かつ公正ならしめるため、左の方針により、予算積算の基準を設定すべきである」との、「科学的」「客観的」な予算の編成・配分基準を設定することの提言である（天野 2003, 14）。これを受けて、文部省は講座制と学科目制という教育研究組織の編成形態の違いに着目した積算校費制を採用した⁵。

しかし、実際の教官当積算校費をみると、学科目制の単価と講座制のそれでは大きな隔たりがあった。昭和 24 年度、学科目制（教授）と講座制の非実験では単価の割合が 1:1.87 であり、実験では 1:2.03 であった。その後も差は埋まることがなく、昭和 38 年度で 1:4.40 と 1:5.22、昭和 58 年度で 1:3.36 と 1:3.85、平成 11 年度に至っても 1:3.36 と 1:3.85 である。このような格差の存在については、学科目制の新制大学から強い不満が生じるのは当然であるが、これに対して、国の財政負担の観点からすれば、「教授陣容に相当質的な隔りがある」としてやむをえないとの見解もあった⁶。

昭和 24 年度から 38 年度までの教官当積算校費の単価の推移をみると（表 8-1）、全体として

上昇基調ではあるが、昭和 29 年度と 30 年度には減額がなされている。

表 8-1 教官当積算校費の単価（昭和 24～38 年度）

昭和 年度	～講座制～			～学科目制～					
	非実験	実験	臨床	教授 ～非実験	～実験	助教授 ～非実験	～実験	助手 ～非実験	～実験
24	89,750	273,000	302,000	48,000	134,000	27,000	81,000	14,000	29,000
25	133,000	386,000	419,000	72,000	200,000	40,000	120,000	21,000	33,000
26	266,000	772,000	838,000	72,000	200,000	40,000	120,000	21,000	33,000
27	266,000	772,000	838,000	72,000	200,000	40,000	120,000	21,000	33,000
28	274,000	802,000	876,250	74,000	208,000	41,000	125,000	22,000	34,000
29	267,150	781,950	848,250	72,150	202,800	39,975	121,895	21,450	33,150
30	253,793	742,853	805,838	68,543	192,660	37,977	115,782	20,378	31,493
31	303,000	887,000	962,200	68,543	192,660	37,977	115,782	20,378	31,493
32	334,000	976,000	1,059,000	76,000	212,000	42,000	128,000	23,000	35,000
33	340,179	1,136,064	1,262,676	77,406	226,204	42,777	136,576	23,426	37,345
34	363,100	1,432,900	1,554,800	82,600	274,400	45,700	165,700	25,000	45,400
35	435,720	1,719,480	1,865,760	99,120	329,280	54,840	198,840	30,000	54,480
36	514,300	2,029,700	2,202,400	117,000	388,700	64,700	234,700	35,400	64,300
37	591,500	2,334,200	2,532,800	134,600	447,000	74,400	269,900	40,700	73,900
38	653,700	2,579,400	2,798,800	148,700	494,000	82,200	298,200	45,000	81,600

この期間の国会での議論の特徴として、わが国の復興のため、大学の科学技術研究への期待を表明し、その反映として教官当積算校費単価を上げたと理由づけているものがある。

終戦後の大学は、空襲による施設の荒廃が著しく、教育研究活動もままならない状況であった。したがって、まずは大学施設の再建が重視され、教育研究費は比較的低調に抑えられていた。しかし、復興には科学技術を興隆させることが不可欠であるため、教育研究に資する積算校費の増額が実施されたと説明している。

この趣旨は、例えば昭和 32 年 2 月 21 日の灘尾弘吉大臣による、「特にこの科学教育、科学水準の向上ということにつきましては、特別に力を入れたつもりでございます。日本の今日の科学水準というものが、まだまだ高まって参らなければならぬということは、諸外国に比較いたしまして当然考えられることでございます。だいが立ちおくれをいたしておるような点も少ないようでございますが、われわれといたしましては、諸外国に伍して遜色のない科学水準に到達することをすみやかにやって参らなければならぬ、そういう考え方をいたしておりますので、今度の予算におきましても、日本の科学水準を高めるために必要ないわゆる科学教育方面につきましては、それぞれ配意をいたしたつもりでございます。同時にまた、産業経済界等の実情から申しましても、科学技術に関する教養を身につけた者を非常に要望いたしておるわけでございます。さような意味合いからいたしましても、この方面につきましては重点を置いて参らなければならぬと存じまして、特に国立大学の諸施設を整備する、あるいは国立大学の

研究に幾らかでも便宜を与えますために、教官の研究費を増額いたしますとか、学生経費の増額をはかるというようなことにも留意して参りましたつもりでございます」との第26回参議院文教委員会での発言に端的に現れている⁷。こうした科学技術振興への配慮は、教官当積算校費単価の伸びが昭和35年以降は鈍化しているにもかかわらず、教官当積算校費総額の伸びは昭和35年以降に加速しており、また昭和35年から42年までの間に実験講座の単価は実質で1.2倍増加し、他の基準ではこれを下回ったのに教官当積算校費総額は2.6倍の増加を示したことに結実したといえる（阿曾沼・金子 1993, 147）。

また、教官研究費の単価が戦前に比べて低く、戦前の水準に戻すべきだとの主張を反映し、単価の上昇を理由づけるものもある。例えば、「教官研究費の本年度四十億を来年度五十億にし、さらに科学研究費の増額をはかつておりますし、それからまた施設設備の拡充も考えているのであります。この現状を戦前と比較いたしてみましても、文部省だけでも戦前の水準にまで、まだまだ達しておりませんし、全体の研究費、また研究設備という点から考えてみますと、非常に不十分でございます」という昭和34年1月28日の第31回参議院本会議での橋本龍伍大臣の答弁、昭和34年11月5日の第33回参議院文教委員会での天城勲説明員による「教官研究費は総額で戦前のベースを現在の物価指数で換算すると不足しており、戦前の水準まで戻すために対数的に2年ほどで実現するために増額を要求した」との趣旨の答弁、昭和35年4月7日の第34回参議院内閣委員会での「大学の教官研究費でございますが、戦前の平均単価は大体四百万円くらい一校いっておったのであります。それが戦後は百万程度に落ちまして、これを四百万程度に回復するために、昨年ごろからかなり力を入れまして、昨年も十億ばかりふやしまして、今年もまた十億ばかりふやしました。大体これで戦前の二分の一から三分の二程度のところまで回復したと思います。しかし、まだ戦前までいっておりません。これはやはり的確に増額いたしまして戦前水準まで引き上げたいと思います」との中曾根康弘科学技術庁長官の答弁、昭和39年3月25日の第46回衆議院大蔵・文教委員会連合審査会での「教官の研究費につきましては、従来から戦前との比較ということを私どもとしては考えておりまして、一応戦前までのバックということを中心に予算の要求をいたしております。先ほど来のお話の中にございますように、三十九年度におきまして約一五%の引き上げが認められましたが、まだこれでは完全に戦前復帰まではいっていない状況でございます。この目標を達成していくためには、第一段階として、さらに教官研究費の将来のビジョンというものを画いて、増額につとめてまいりたいと思います。もちろんこの場合に、いわゆる自然科学、人文あるいは社会、経済等で教官研究費の差等は当然出てくると思いますが、全般的に増額をはかりたいと思っております」との小林行雄政府委員の答弁などがある。

たしかに、相澤（1956, 706-707）には次のような記述がある。昭和9年から11年を1とする消費者物価指数（戦前基準指数）によれば、昭和24年が236.9、32年が309.0、34年が315.5であるが、実験講座の校費を昭和10年から20年を1とすると、24年が31.6、32年が112.8、34年が165.6、非実験講座に至っては24年が21.8、32年が81.8、34年が89.0であり、物価指数と校費単価水準には大幅な開きがある。つまり、戦前の教官当積算校費の単価を物価換算すると、旧制大学の講座制の実験講座では昭和34年の約2倍（315.6/165.6）、非実験講座では約3.5倍（315.6/89.0）に達するとの計算もできる。したがって、この頃の積算校費を戦前の水準に戻そうという方向性は、大いに理由があろう。しかし、国立大学が戦前に比べて著しく増加した状況下ですべての大学の単価を増額することは、国の財政負担の観点ばかりでなく、

経費の重点的、効率的使用の観点からも疑問だとの批判もあった。

その他に、教官当積算校費を戦前のそれと一概に比較することはできないとの発言も相次いだ。具体的には、昭和44年6月5日の第61回参議院文教委員会での村山松雄政府委員の答弁「教官当たり積算校費を消費者物価指数と対比いたしますと、大体御指摘のような状況で、なおおおくれておまして、さらに増額の努力が必要だと考えます。ただ戦前と現在とでは事情が違ふことも御了承いただきたいと思ひます。と申しますのは、戦前の教官当たり積算校費、当町は講座研究費と言つておりましたけれども、これは人件費まで含めまして、大学の教育、研究、運営の一切をまかなうような考え方であつたわけでございますが、戦後はまず人件費ははずれておりますし、それから戦後の教育、研究、特に自然科学系につきましては大型の機械設備等が必要になります。そのような設備の充実のための費用などは教官当たり積算校費ではこまかい機械は買ひますけれども、少し金のかさむものは別立ての特別設備費あるいは設備更新費というような費目を立ててそちらのほうで充実につとめております。それらいろんな手立てを含めまして教育研究ができるだけ支障なくやつていきたいということでやつておりますから、教官当たり積算校費にいたしましても、なお充実は必要でございますが、これだけですべてをまかなうという考え方では必ずしもないわけでございます」、あるいは昭和55年3月27日の第91回参議院文教委員会での佐野文一郎政府委員の答弁「戦前の教官の研究費の水準というものと現在のものとを比較をするというのは、これはなかなか端的にはできないことであつて、現在の科学研究費のような制度の存在であるとか、あるいは教官当たりの積算校費以外の特定研究経費等の手当であるとか、あるいは補完的な光熱水料等の手当であるとか、全体を総合して見なければそれは一律にはどちらがと申すことは困難ではないかと思ひます」などがある。

これに関して、例えば大正12年における京都帝国大学の講座所要経費（文部省予算査定案）をみると、実験講座の総額16,340円のうち、俸給が8,160円、校費が8,180円で両者はほぼ1:1であり、非実験講座は総額12,050円のうち、俸給が7,260円、校費が4,790円で1.5:1となっている。つまり、昭和44年の村山答弁の主旨となっている人件費を対戦前差額の論拠とするならば、物件費のみを反映する戦後の積算校費単価は、実験講座で戦前の2分の1、非実験講座で5分の2ということになり、実験講座の戦前・戦後格差はほぼ説明がつく。しかし、昭和55年の佐野答弁にあるとおり、戦後は政府資金が多様な供給ルートを経て国立大学に充当されており、積算校費だけで一概に人件費と物件費の割合をみるのは危険といえる。ちなみに、国立学校特別会計予算ベースでみると、広義の人件費:物件費比率は、昭和50年度が1.25:1、昭和60年度が1.22:1、平成10年度が1.19:1となつており、物件費の相対的劣位が固定化している感がある。このようなデータから、研究教育活動の充実のため、物件費と人件費の割合を戦前の比率を目安として近づけるべきではないかとの意見も存在した。しかし、人件費と物件費の割合のみをもって測定することには非常に危険が伴うのであり、戦後の各省庁での物件費と人件費の割合なども考慮すべきだと相澤（1956, 686）は指摘している。

一方、学生当積算校費をみると、教官当積算校費と同様に全体として増加基調であるが、昭和29年度と30年度には減額がなされている（表8-2）。これについて、昭和29年度に歳入不足が生じたため、「教官研究費及びこれに準ずるもの」は2.5%の削減をしたという（昭和29年7月14日の第19回参議院文教委員会・内藤譽三郎説明員）。

表 8-2 学生当積算校費の単価（昭和 24～38 年度）

年度	文科	理科	医科
24	2,200	2,600	4,000
25	2,200	2,600	4,000
26	2,200	2,600	4,000
28	2,600	4,400	4,800
29	2,473	4,185	4,565
30	2,352	3,980	4,342
31	2,900	5,000	5,400
32	3,480	6,000	6,480
33	3,544	8,148	8,800
34	3,783	8,699	9,395
35	3,783	8,699	9,395
36	3,800	8,700	9,400
37	4,600	10,400	11,300
38	5,500	12,500	13,600

学生当積算校費は、授業料との関係で増減について言及されることがあった。この当時、学生経費の増額は授業料の値上げと関連があり、値上げによる増収相当額は学生経費として還元するという「口約束」が大蔵・文部省の事務当局間でなされていたという⁸。これを裏づけるかのように、昭和 31 年 2 月 11 日の第 24 回衆議院予算委員会第二分科会での「それから授業料の増加と同時に、その増加はやはり学生研究費の方に充てるつもりでございます。日本の予算の組織としてはそれをすぐ持っていくという書き方はいたしません、その収入がふえるのにとらみ合せまして、学生研究費はふやしてもらったのであります」という清瀬一郎大臣の答弁などがある。授業料は、昭和 24 年度が 3,600 円、27 年度から 6,000 円、31 年度から 9,000 円、38 年度から 12,000 円という推移を辿って増額されているが、前述のとおり、学生当積算校費は減額も経ている。また、名目どおりであれば、昭和 24 年度の授業料を 1 とすれば 38 年度は 3.33 となるが、24 年度の学生当積算校費の文科を 1 とすれば 38 年度は 2.5 にとどまっており、その乖離をみると、授業料の増加が必ずしも学生当積算校費に還元されているとは言えないであろう。

4. 第二期：積算校費の上昇期—昭和 39 年度から 57 年度まで—

戦後の国立大学は、設立して 10 年近くを経ても財政面で継続性や安定性に欠ける側面があった。昭和 38 年（1963 年）に中央教育審議会は「大学教育の改善について」という答申を出し、国立大学の財政は大学の自治の実質的な面の現れであり、「そのあり方は、教育研究上の必要に即して、自主性、弾力性を備え、かつ、長期的観点からの計画的運用を可能とするものでなければならない」との認識を示した。しかし、戦前からの経緯を踏まえると、特別会計制度の導

入にはこの段階では慎重な検討が必要だとした。

一方、文部省では国立大学の会計を特別会計制度に移行するかどうかについての検討が行われていた。そこでの議論は、「国立学校の会計を特別会計に改めた場合における問題点について」（昭和 38 年 8 月 21 日）によれば、「国立学校がその管理運営のために必要とする予算が確保され、その予算の弾力的執行が図られるような特別会計制度が考慮されるならば」移行に賛成、「特別会計制度に改める目的が単に、独立採算といった経済的な独立を図るところにあるとすれば、それは不可能であるばかりでなく、教育本来の姿からいっても適当なことではない」ので移行に反対、というものであった⁹。その後、大蔵省との協議を経て、昭和 39 年 4 月に国立学校特別会計法は可決成立、同年度の予算から適用されることになった。特別会計制度の導入により、国立大学の財政は一定程度安定したが、国立大学独自の予算権や学長の権限は縮小し、これにより、財政上では、教官当積算校費中心構造（とそれを基礎にした講座自治、学部教授会自治）が相対的に強くなる結果を招いたとも評される（阿曾沼 2003b, 226）。

表 8-3 教官当積算校費の単価（昭和 39～57 年度）

年 度	～講座制～			～学科目制～					
	非実験	実験	臨床	教授～非 実験	～実験	助教授～ 非実験	～実験	助手～非 実験	～実験
39	677,500	2,673,300	2,900,800	154,100	512,000	85,200	309,000	46,700	84,500
40	796,500	3,142,500	3,410,100	181,200	601,800	100,100	363,200	54,900	99,300
41	876,200	3,456,800	3,751,100	199,300	662,000	110,100	399,500	60,400	109,200
42	963,800	3,802,400	4,126,100	219,200	728,200	121,100	439,500	66,400	120,100
43	984,200	3,882,900	4,213,500	223,900	743,600	123,700	448,800	67,800	122,600
44	1,033,400	4,077,000	4,424,100	257,500	855,100	142,300	516,100	78,000	141,000
45	1,085,000	4,280,800	4,645,300	296,100	983,300	163,600	593,500	89,700	162,100
46	1,130,000	4,485,000	4,865,000	335,000	1,115,000	185,000	675,000	105,000	180,000
47	1,220,000	4,795,000	5,205,000	365,000	1,220,000	200,000	735,000	110,000	195,000
48	1,315,000	5,130,000	5,565,000	395,000	1,335,000	215,000	800,000	120,000	210,000
49	1,405,000	5,485,000	5,955,000	420,000	1,425,000	230,000	855,000	125,000	225,000
50	1,545,000	6,035,000	6,550,000	460,000	1,565,000	250,000	940,000	135,000	245,000
51	1,559,600	6,091,900	6,611,800	464,300	1,579,800	252,400	948,900	136,300	247,300
52	1,665,000	6,515,000	7,070,000	495,000	1,690,000	270,000	1,015,000	145,000	265,000
53	1,726,000	6,755,000	7,330,000	513,000	1,752,000	280,000	1,052,000	150,000	275,000
54	1,830,000	7,160,000	7,770,000	544,000	1,857,000	297,000	1,115,000	159,000	292,000
55	1,871,000	7,319,000	7,943,000	556,000	1,898,000	304,000	1,140,000	162,000	299,000
56	1,945,000	7,606,000	8,255,000	578,000	1,974,000	316,000	1,186,000	170,000	314,000
57	1,945,000	7,606,000	8,255,000	578,000	1,974,000	316,000	1,186,000	170,000	314,000

わが国の経済状況は、それまでの高度経済成長が昭和 45 年ごろから後退局面に入り、またニクソンショックによる景気停滞感が強まり、公共事業の積極化が図られた。しかし、昭和 48

年からの石油ショックを受け、景気が急激に悪化したため、その後の景気回復を目的として50年度の補正予算で特例公債が初めて発行されたほか、財政支出を拡大したため、財政赤字が拡大し公債依存度は急上昇する結果となった。このような経緯を経て、昭和57年度予算の概算要求段階で一律ゼロシーリングの設定が行われ、歳出削減の影響は文教予算にも及ぶこととなったのである。

こうした外部環境の変化を受けて、昭和39年度から57年度までの教官当積算校費単価は、昭和56年度まで一貫して上昇している(表8-3)。名目でみれば、昭和39年度の実験講座の単価を1とすると、44年度が1.53、50年度が2.28、57年度が2.87に達する。一方、この頃の消費者物価指数をみると、昭和39年を1としたとき、45年が1.39、48年が1.79、49年が2.19、50年が2.41、55年が3.29、57年が3.51と石油ショックを挟んで大きく物価が上昇している。よって、この期間の国会での議論は、専ら消費者物価と積算校費単価の関係についてのもので多い点に特徴がある。

時期の早いものからみると、昭和44年6月5日の第61回参議院文教委員会での村山政府委員の答弁があり(前述)、また昭和49年9月の第73回参議院文教委員会において、大学の研究費についての消費者物価上昇への対応に関する加藤進委員からの質問に対し、井内慶次郎説明員の答弁「明年度の概算要求につきましては、特に国立大学の基準経費でございます教官当たり積算校費、学生当たり積算校費を中心といたしまして、教官当たり積算校費につきましては全般に三五%は確保したい。それに若干の質的な改善を乗っけてまいりたい。それから学生経費につきましては、私どもとしまして、ただいま大蔵省のほうに要求いたしましたのは、博士課程につきましては、これを二倍にしてほしい、修士課程五割増、学部等同じく三五%を確保したい、そういうことで、ただいま大蔵省に予算の説明を始めたところでございます」がなされた。そして、昭和51年5月13日の第77回参議院文教委員会では、永井道雄大臣の答弁「ただいまの教官当たり積算校費単価の問題は、他の選択的な研究費を重視するという問題もありますが、それを一応さておいて、それ自体をどうするかということでございます。そういう角度で考えます場合に、私はもちろん戦前の水準というものを目指していくことが望ましいと思えます。同時に、いま小巻先生の御指摘の表を見ていただきましてもわかりますように、たとえば助手の段階でございますが、助手は実験、非実験ともに戦前は手当がなかったものを、戦後はむしろ助手にもそういう角度を考えていくという変化はあるわけでございます。しかし、そのほかのものについては、まさに消費者物価指数との比率におきまして御指摘のような問題を生じている。でございますから、戦後はまず一大学内におきましても、戦前と比べますと、教授、助教授、助手というその格差がどちらかと言えば狭まってきているという面はあると思えます。また同時に、大学の数が非常にふえたということもあると思えますが、文部省が目標としているところは変わりなく、積算校費というものは上げるべく努力をしなければならないものと考えております」があり、さらに昭和53年10月13日の第85回参議院科学技術振興対策特別委員会での瀧澤博三説明員の答弁「そういう基準的な経費として一番大事なのは、お話にございましたように、やはり教官当たり積算校費というものであるわけでございます。これの最近の上昇率がダウンしているというのは御指摘のとおりでございますが、この辺は私どもとしても大変に残念に思っているところでございますが、物価指数との比較というのは、どういふものを対象の物品として考えるかということもございまして、なかなか単純に比較できないところもございまして、教官当たりの積算校費につきましては、単価のアップだけでは必ず

しもございませんで、そのほか非実験の研究費を実験化をしていくとかいうもろもろの態様によって増額なども一方で図っているわけがございます、総額といたしましては、五十三年度では約八%ほどの増になっているわけがございます」も物価水準に触れている。そして、昭和55年3月27日の第91回参議院文教委員会での佐野文一郎政府委員の答弁「私もいま手元に数字がございませんので、消費者物価の伸びを上回って、教官当たりの積算校費等についての手当てがされた事例が何年にあったかということをお答えができません。確かにここ数年、当たり校費の伸び率というのは一〇%を下回っておりますから、先生の御指摘の点は十分に私もわかるわけがございます」などもあげられる。

いずれにせよ、教官当積算校費の増額は消費者物価指数の伸びに追いついていないことを政府が認識していることは明らかである。ただし、この間の事情として、大学紛争に対して大学の自己管理能力の欠如を印象づけたことに対する大学への批判が、教官当積算校費の拡充への抑制につながったという政治的背景があったともされており¹⁰、単純な数値の比較で結論づけるわけにはいかない。

なお、昭和51年5月の永井大臣の答弁にある「他の選択的な研究費」とは、同年に設置された、国立大学特別会計から各大学の特定単位に配分され、用途の限定は少なく、目的や将来性などに応じて選抜のうえで配分される「特別教育研究経費」¹¹や、科学研究費補助金などを念頭においたものと推測される（阿曾沼 2009, 4-3 項）。

一方、学生当積算校費をみると、昭和39年度の文科の単価を1とすると、昭和44年度が1.45、昭和50年度が2.42、昭和57年度が4.11となっている（表8-4）。また、この間の授業料の伸びをみると、昭和38年度から46年度までは12,000円に据え置かれ、昭和47年度から36,000円、昭和51年度から96,000円、昭和53年度から144,000円、昭和55年度から180,000円、昭和57年度から216,000円となっており、急上昇した。しかし、学生当積算校費と授業料との関係などにつき、国会において議論された形跡は、今回の調査の範囲では格別認められなかった。

表 8-4 学生当積算校費の単価（昭和39～57年度）

年度	文科	理科	医科
39	6,600	15,000	16,300
40	7,300	16,500	17,900
41	8,000	18,200	19,700
42	8,800	20,000	21,700
43	8,900	20,400	22,100
44	9,600	22,000	23,900
45	10,400	23,800	25,800
46	11,200	25,700	27,900
47	12,400	28,500	30,900
48	13,400	30,800	33,400
49	14,500	33,300	36,100

年度	文科	理科	医科
50	16,000	36,600	39,700
51	17,300	39,500	42,900
52	18,700	42,700	46,300
53	20,200	46,100	50,000
54	21,800	49,800	54,000
55	25,800	51,500	55,800
56	27,100	54,100	58,600
57	27,100	54,100	58,600

5. 第三期:積算校費の停滞期—昭和 58 年度から平成 11 年度まで—

政府の歳出の膨張が続き行政が肥大化するなかで、行政のあり方を見直すことを目的に、昭和 56 年に臨時行政調査会、その後継として昭和 58 年に行政改革推進審議会、昭和 62 年に臨時行政改革審議会（新行革審）が設置され、行政改革は政府の取り組むべき大きな柱となった。また、一般歳出の伸びを厳しく抑えるため、昭和 57 年度はゼロシーリング、昭和 58 年度以降はマイナスシーリングが設けられるなど、財政再建への動きが加速した。

このような臨時行政調査会による行財政改革の動きは国立大学を直撃し、大学の拡充整備がほとんど不可能になったほか、新構想の模索や実験は影を潜め、大学側に防衛的姿勢や退嬰的姿勢が広がることになった（大崎 1999, 298）。こうした動きは、積算校費にも当然影響を与え、これ以降、積算校費の伸びはかなり抑えられることになるのである。

ところで、前述のとおり、昭和 51 年度から教官当積算校費とは別に「特別教育研究経費」の項目が設けられている。特別教育研究経費は、積算校費の伸びの抑制に反して増額され、平成 2 年度（1992 年度）には、教官当積算校費の約 3 分の 1 に達した。このことから、特別教育研究経費の導入をもって、講座・学科目の別を基礎にした積算校費制が実質的に崩壊の過程に入っていたともいわれる（天野 2003, 23）。

この時期の教官当積算校費については、昭和 58 年度に減額された単価が平成元年度まで維持され、その後は微増に転じたが、平成 10 年度に再び微減となった（表 8-5）。非実験講座でみると、昭和 58 年度を 1 とすれば、平成 11 年度は 1.07 であり、ほとんど変化がない。これは、消費者物価指数が昭和 58 年度を 1 とすると、平成 11 年度には 1.19 となっていることと比べると、やはり低調な伸びといわざるをえない。

表 8-5 教官当積算校費の単価（昭和 58 年度～平成 11 年度）

年 度	～講座制～			～学科目制～					
	非実験	実験	臨床	教授～非 実験	～実験	助教授～ 非実験	～実験	助手～非 実験	～実験
58	1,903,000	7,443,000	8,078,000	566,000	1,932,000	309,000	1,161,000	166,000	307,000
59	1,903,000	7,443,000	8,078,000	566,000	1,932,000	309,000	1,161,000	166,000	307,000
60	1,903,000	7,443,000	8,078,000	566,000	1,932,000	309,000	1,161,000	166,000	307,000
61	1,903,000	7,443,000	8,078,000	566,000	1,932,000	309,000	1,161,000	166,000	307,000
62	1,903,000	7,443,000	8,078,000	566,000	1,932,000	309,000	1,161,000	166,000	307,000
63	1,903,000	7,443,000	8,078,000	566,000	1,932,000	309,000	1,161,000	166,000	307,000
1	1,903,000	7,443,000	8,078,000	566,000	1,932,000	309,000	1,161,000	166,000	307,000
2	1,922,000	7,517,000	8,159,000	572,000	1,951,000	312,000	1,173,000	168,000	310,000
3	1,935,000	7,570,000	8,216,000	576,000	1,965,000	314,000	1,181,000	169,000	312,000
4	1,956,000	7,653,000	8,306,000	582,000	1,987,000	317,000	1,194,000	171,000	315,000
5	1,979,000	7,745,000	8,406,000	589,000	2,011,000	321,000	1,208,000	173,000	319,000
6	2,015,000	7,884,000	8,557,000	600,000	2,047,000	327,000	1,230,000	176,000	325,000
7	2,043,000	7,994,000	8,677,000	608,000	2,076,000	332,000	1,247,000	178,000	330,000
8	2,072,000	8,106,000	8,798,000	617,000	2,105,000	337,000	1,264,000	180,000	335,000
9	2,080,000	8,138,000	8,833,000	619,000	2,113,000	338,000	1,269,000	181,000	336,000
10	2,038,000	7,975,000	8,656,000	607,000	2,071,000	331,000	1,244,000	177,000	329,000
11	2,038,000	7,975,000	8,656,000	607,000	2,071,000	331,000	1,244,000	177,000	329,000

国会の議論では、政府全体が歳出削減を進めるなかで、単価を維持したことに対する理解を求める答弁が相次いだ。例えば、昭和 60 年 6 月 18 日の第 102 回衆議院決算委員会での宮地貫一政府委員の答弁「御指摘の教官当たり積算校費あるいは学生当たり積算校費でございますけれども、今日大変財政状況の厳しい状況下でございます、私どもとしてもその経費の確保に苦慮いたしておりますところでございます。昭和六十年でございまして、物件費全体は大変削減を余儀なくされているわけでございますが、これらの基幹的な経費でございます教官当たり積算校費等については、前年度と同一の単価を維持するという事で確保をしたわけでございます。もちろん、全体に物価の上昇その他から見れば、相対的にそのことが目減りをしているということはあろうかと思っておりますけれども、やはり全体非常に厳しい中で、私どもとしては六十年については前年度同単価を維持したというのが現状でございます」、あるいは平成 2 年度に前年度までの単価の横ばいが微増に転じたことに関連し、平成 2 年 6 月 1 日の第 118 回参議院文教委員会での坂元弘直政府委員の答弁「教官当たり校費にしても学生当たり校費にしても、もっと単価を上げるべきだという声は国立大学の先生方からかなり私ども要望を強く毎年いただいているわけでございますが、五十七年から臨調答申が始まりまして、五十八年からマイナスシーリングの予算編成が始まったわけでありまして、この種の教育研究の基幹的な経費につきましても、経常的部門というふうにカウントされておりますので、投資的部門と経常的部門

ということで、経常的部門につきましては、現在では前年度予算に対してマイナス一〇%の概算要求の枠しかいただいてない、そういう経緯があったわけでございます。そういう中で、まさか一〇%カットするというわけにまいりませんので、ほかの予算をやりくりいたしまして、ともかくにも平成元年度まで単価を前年度と同額で維持してまいりまして、あとは学生がふえてまいった、あるいは教官が増員されたということに応じて、全体とすれば予算額を年々ふやしてきたわけでございます。ただ、教育研究特別経費、先ほど補完的経費と申し上げましたが、教育研究特別経費につきましては、年々若干ではあります但しふやしてまいりまして、その結果、単価が据え置かれておるというのを教育研究特別経費の増で補てんをしてきたというのが実情でございます。現在お願いしております平成二年度予算におきましては、実に八年ぶりなんです、今申し上げました基幹的経費であります当たり校費につきまして、本当にわずかでありますが、一%だけでありますが、単価の増をいたしまして、そして教育研究特別経費につきましても増をいたしたところでございます」などがある。こうした単価の微増は、大学院重点化が契機ともなり、大学の窮乏化に対する苦肉の策とも指摘される(阿曾沼 2003a, 209)。

表 8-6 学生当積算校費の単価 (昭和 58 年度～平成 11 年度)

年度	文科	理科	医科
58	26,700	53,300	57,700
59	26,700	53,300	57,700
60	26,700	53,300	57,700
61	26,700	53,300	57,700
62	26,700	53,300	57,700
63	26,700	53,300	57,700
1	26,700	53,300	57,700
2	27,000	53,800	58,300
3	27,200	54,200	58,700
4	27,500	54,800	59,300
5	27,800	55,500	60,000
6	28,300	56,500	61,100
7	28,700	57,300	62,000
8	29,100	58,100	62,900
9	29,200	58,300	63,200
10	28,600	57,100	61,900
11	28,600	57,100	61,900

一方、学生当積算校費もまた昭和 58 年度から平成元年度まで単価は据え置かれ、その後は微増に転じながらも、平成 10 年度には微減に戻った(表 8-6)。具体的には、昭和 58 年度の文科を 1 とすると、平成 11 年度は 1.07 にとどまっている。この間に授業料は、昭和 59 年度に 252,000

円、昭和 62 年度に 300,000 円となり、その後は一年おきの増額が続き、平成 11 年度には 478,800 円に達した。昭和 58 年度を 1 とすれば平成 11 年度は 1.9 と 2 倍になっており、授業料の増加が必ずしも直ちに学生当積算校費に還元されていると言えない。

6. 当たり校費の終焉

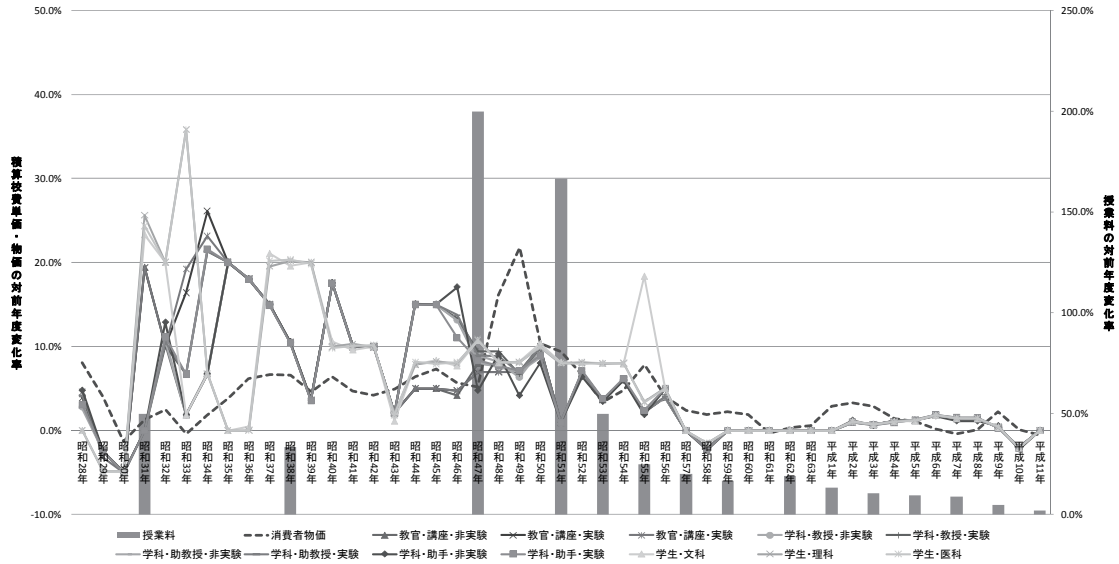
平成 12 年度（2000 年度）に、いわゆる「当たり校費」制度は廃止された。その理由は、「近年、学問分野の進展により、分離融合や学際的な分野が多くなっており、単純に実験及び非実験に区分する妥当性に乏しくなってきたことから、平成 12（2000）年度において、経費の性格及び用途は変更せず、その積算について、従来の組織等の細分された区分を廃止した上で、教官数及び学生数に基づき積算した校費に加え、各大学等を単位として積算する校費を措置することとし、従来の『教官当積算校費』及び『学生当積算校費』を統合し、新規に教官数積算分、学生数積算分及び大学分を内訳とする『教育研究基盤校費¹²』を新規計上した」とのことである¹³。教育研究基盤校費は、教官数積算分では教官の職種別に修士講座・非実験の水準に統一し、学生数積算分では学生の区分別に文科の水準に統一されている。

積算校費制度の終焉は、講座制とそれを基礎にした学部教授会自治という運営方式自体を急速に弱体化させる効果を及ぼし、国立大学の運営組織そのものの構造を大きく変える可能性をはらんだものであった（阿曾沼 2003a, 214）。このようなインパクトがあったにもかかわらず、制度の廃止について、国会における種々の答弁をみる限り十分な審理を経たとまでは言い難い¹⁴。

7. まとめ

以上のように、積算校費の歴史的推移は、3 期に分けて考察することが可能であり、(1)戦後の復興に伴い科学技術研究を振興する上での「戦前期水準」との比較、(2)高度成長期とオイルショックを境にした「物価水準」との比較、(3)行財政改革に伴う政府支出縮小期における「名目金額」の維持といった論拠が国会で論議されていたことが分かる。つまり、最低限必要な水準として論議された基準は、時期それぞれ異なっていた訳である。そして、法人化前の授業料収入は学生当積算校費への反映が暗黙の了解となっていたものの、単価の推移にはほとんど関連していないことも確認できた。さらに、積算校費水準の伸びが実質で鈍化して行く中、教育研究特別経費や個人補助ベースの研究資金が不足分を補っていった様子は、法人化後の運営費交付金の内訳としての特別教育研究経費や競争的資金の拡大と共通する事象がすでに昭和 50 年代から起きていたことを示唆している。こうした動きを再確認するために、校費単価、授業料、物価の戦後の対前年度変化率を参考までに図 8-1 にまとめておく¹⁵。このグラフによれば、第一期は戦前期と比較した場合には「不足論」も現れたが、昭和 31 年度以降は対前年度比の物価上昇率に追いつく形で積算校費単価は推移していることが分かる。つまり高度成長期の税収増によって、物価上昇はカバー出来ていたとみられる。しかし、オイルショック以降は物価上昇に積算校費単価が追いつかず、授業料の値上げで不足分を急遽補う構図がみられる。そして、行財政改革期はほとんど動きがなく、物価水準との差額は隔年の授業料値上げで何とかフォローしようとしている様子が分かる。

図 8-1 積算校費単価・授業料・物価の対前年度変化率推移（昭和 28 年度～平成 11 年度）



注. 物価水準については、総務省統計局「持家の帰属家賃を除く総合指数（全国）」（平成 17 年基準）を用いた。

では、こうした推移やその背景事情が分かったとして、積算校費はいったいどのようなコスト範囲をカバーする措置水準を示すものだったのか。これについては、国会での議事録等からは有効なヒントを得ることができず、また今回の研究対象期間を検証した限りでも、教育研究特別経費や個人補助ベースの研究費など財源の多様化が進んだため、積算校費の基盤的な教育研究財源としての役割が変化しつつあったことが分かる。これは、法人化後の状況も同様であり、「基盤的教育研究経費」の水準は、授業料や運営費交付金とともに、他の財源措置も含めて検証しなければならないことが改めて確認された。

今後は、財源の多様化に応じて、どのように基盤的活動を守る経費水準を維持するかという課題に対応した研究を深化させる必要がある。

<参考文献>

- 相澤英之 1956, 『教育費』大蔵財務協会.
- 阿曾沼明裕 2003a, 「国立大学に対する政府財政支出の構造変化」国立学校財務センター研究部編『国立学校財務センター研究報告』第8号, pp. 192-216.
- 阿曾沼明裕 2003b, 「国立大学の財務基盤の変化とその背景」国立学校財務センター研究部編『国立学校財務センター研究報告』第8号, pp. 217-235.
- 阿曾沼明裕 2009, 「国立大学ファンディングー1990年代以降の変化の位置づけー」国立大学財務・経営センター研究部編『国立大学財務・経営センター研究報告』第11号.
- 阿曾沼明裕・金子元久 1993, 『『教官当積算校費』と『科研費』』『教育社会学研究論集52集』, pp. 139-156.
- 天野郁夫 2003, 「国立大学の財政制度」国立大学財務センター研究部編『国立大学の財政・財務に関する総合的研究』, pp. 3-25.
- 天野郁夫 2006, 「国立大学の法人化ー現状と課題ー」『名古屋高等教育研究6号』, pp. 147-169.
- 大崎仁 1999, 『大学改革1945~1999』有斐閣.
- 金子元久 1994, 「窮乏化する国立大学」『電子情報通信学会誌』, 77巻8号, pp. 819-823.
- 神山正 1995, 『国立学校特別会計制度史考』文教ニュース社.
- 国立学校特別会計研究会編 1977, 『国立学校特別会計制度のあゆみ』第一法規.
- 田中秀明 2009, 「高等教育における評価と資源配分」RIETI Discussion Paper Series 09-J-008.
- 東京大学百年史編集委員会編 1986, 『東京大学百年史・通史3』東京大学出版会.
- 文教予算事務研究会編 1998, 『平成10年度文教予算の実務ガイド』第一法規.
- 文教予算事務研究会編 2001, 『国立学校特別会計予算執務ハンドブック(平成13年度)』第一法規.

<注>

¹ 国立学校特別会計研究会(1977, 26) および田中(2009, 6)。また、文部省担当官の国会答弁では、「国立大学の教育研究の基本的な経費といたしまして、学生当たり積算校費というのがございます。これは学生一人当たりに対して幾らの校費を出すかということでございまして、大学院で申し上げますと、博士課程の学生が一番一人の単価が高い。それともう一つは、教官当たり積算校費というのがございまして、これは抱えておる学生の多い少ないに関係なく、例えば大学院を持っておる大学ですと、講座当たり幾らと。これも非実験と実験に分かれております」と説明されている(平成2年6月1日、第118回参議院文教委員会・坂元弘直政府委員)。

² 天野(2003, 10)は、「第二次大戦後の国立学校特別会計制度は、こうした戦時期に作り上げられた遺産を継承するものだったのである」と指摘する。また、田中(2009, 6)も「積算校費の基本的な仕組みは、第二次世界大戦前の特別会計時代に既に導入され(て)おり、旧国立学校特別会計発足の予算である1964年度予算においても引き継がれた」と述べている(括弧内は引用者加筆)。

³ 本節の記述は、天野(2003)によるところが大きい。

⁴ 天野(2003, 9)によれば、教育研究の長期的な発展のために、講座を予算の積算や人員配置の基礎単位にしようという発想の萌芽は、文部省において大正10年(1921年)には既にみられたという。

⁵ 物件費は、当初、一般管理費・教官研究費・学生経費が明確に区別されていたが、一般管理費の伸びが

抑制され、その不足を他の2つが補っていたため、教官研究費と学生経費は、文字通り教官や学生のためだけに使われる経費ではなく、予算配分の際の基準あるいは単位に過ぎなくなり、「積算校費」あるいは「当り校費」という、あいまいな言葉で呼ばれるようになったという（天野 2003, 15）。

⁶ 相澤（1956, 704）。なお、これについて昭和55年3月27日の第91回参議院文教委員会で、「東大及び旧帝大系の大学と、いわゆる地方大学との間にある歴然たる格差、具体的に言いますと、研究体制なり、あるいは研究費の格差等についてどのように思われていらっしゃるでしょうか」との勝又委員の質問に対し、佐野文一郎政府委員は、「大学間の格差というのをどのようにとらえるかというのは非常にむずかしい問題でございます。御指摘のように東京大学等のいわゆる旧帝大と言われている大学と、新制大学との場合に、大学の規模なり、あるいは予算総額等において、相違があることは事実でございます。これはやはりそれぞれの大学が創設をされてから今日に至るまでの経緯の差があり、その間におけるそれぞれの大学における整備の状況に差があったこと、相違があったことに伴う結果でございます。実際に大学に対して、たとえば研究費を配分をする場合の教官当たりの積算校費の積算等につきましては、これは大学によって差をつけるということではなくて、もちろん博士課程を持っているか、修士課程を持っているか、学科目制であるかということに伴う単価の上での差はございますけれども、その基準に従って一律に行われているわけでございます。もちろんすべての大学が同じようなもので整えられなければならないということではむしろなくて、それぞれの大学が特色を持って発展をするように、大学の努力を助けていくというのがわれわれの仕事でございますけれども、そういう方向でいわゆる地方における大学の質の充実ということについては、今後とも私どもは力を入れていくつもりでおるわけでございます」と答えている。

⁷ この他、昭和34年1月28日の第31回参議院本会議での橋本龍伍大臣の発言や、昭和32年4月23日の第26回衆議院本会議で決議された「教員養成機関の改善と充実並びに理数科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案」に関する坂田道太議員の提出趣旨説明などでも同様の趣旨がみられる。

⁸ 相澤（1956, 712）。ただし、同頁では、この「口約束」に従うと、「再び授業料を値上げしない限り、学生経費の増額を行わないということにもなると考えられるのであるが、その点は、必ずしも両省事務局間において話がついているわけではない」と述べている。

⁹ 国立学校特別会計研究会（1977, 54）、天野（2003, 20）。

¹⁰ 阿曾沼・金子（1993, 150）、金子（1994, 819）。

¹¹ 阿曾沼・金子（1993, 151）。天野（2003, 23）は、これをもって研究活動の活性化とその基盤となる諸条件の整備のために、特定の大学・学部・研究科・学問分野に予算を重点的に投入する機能を果たしたとしている。

¹² 平成14年4月25日の参議院文教科学委員会における岸田文雄副大臣の説明によると、教育基盤研究校費は、「教員数等に基づいて国立大学の管理運営や教育研究に要する物件費を包括的に措置するということになっています」とされる。

¹³ 「平成12年予算参照書」を天野（2003, 23）より重引きした。

¹⁴ 天野（2003, 23）は、積算校費の廃止を「公的な議論がまったくないまま、平成12（2000）年に突如廃止されることになった」と評している。

¹⁵ 昭和27年度以前については、物価および積算校費単価の変動が大きくグラフが読みにくくなるため除外した。